

屋外広告業に関する窓口のご案内

静岡県屋外広告業登録については、申請者の本社又は営業所の住所によって担当事務所が分けられています。

（法人の方）

本社の住所を所管する土木事務所へ申請してください。静岡県外に本社がある場合は、任意の土木事務所へ申請してください。なお、本社は県外で、営業所は静岡県内にあるという場合は、その営業所住所を所管する土木事務所へ申請してください。

（個人の方）

住民票上の住所を所管する土木事務所へ申請してください。

本社住所（又は営業所）	窓口	電話番号
下田市・東伊豆町・河津町・ 南伊豆町・松崎町・西伊豆町	下田土木事務所都市計画課	0558-24-2110
熱海市・伊東市	熱海土木事務所都市計画課	0557-82-9185
沼津市・三島市・御殿場市・ 裾野市・伊豆市・伊豆の国市・ 函南町・清水町・長泉町・小山町	沼津土木事務所都市計画課	055-920-2221
富士宮市・富士市	富士土木事務所都市計画課	0545-65-2243
静岡市（※）	静岡土木事務所都市計画課	054-286-9335
島田市・焼津市・藤枝市・ 牧之原市・川根本町・吉田町	島田土木事務所都市計画課	0547-37-4181
磐田市・掛川市・袋井市・ 菊川市・御前崎市・森町	袋井土木事務所都市計画課	0538-42-3292
浜松市（※）・湖西市	浜松土木事務所都市計画課	053-458-7276

（※）静岡市又は浜松市の区域内で屋外広告業を営もうとする場合は、静岡県の屋外広告業登録とは別に、各政令市の屋外広告業登録も行う必要があります。なお、静岡県の屋外広告業登録を受けた後に、各政令市へ届け出ること、各政令市の屋外広告業登録もされたとみなす特例制度があります。詳しくは各政令市へお問合せください。